

議案第4号

鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の設定について

次のとおり鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「一般社団法人等」という。）を定めるものとする。

(令第152条第1項第3号の一般社団法人等)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人等は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人等（同条第3項の規定によりこれらの一般社団法人等とみなされる法人を含む。）とする。

(令第152条第4項第2号の一般社団法人等)

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める一般社団法人等は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人等とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条又は第3条に規定する一般社団法人等についての地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による書類の作成及び議会への提出は、この条例の施行の日前に終了した直近の事業年度分の決算に関する書類から行うものとする。